

會學濟經學大國帝都京

# 經濟論叢

號五第 卷一十五第

月一十年五十和昭

紀元二千六百年記念論文集

## 現下の米穀政策

八木芳之助

「腹が減つては戦は出来ない」とは、我國では昔からいひ古された言葉であり、西歐でも「Food will win the war」（豊富なる食糧は戦勝を齎すであらう）との諺が一般に行はれてゐる。これらの言葉のうちに含まれてゐる眞理に至つては、昭和の今日と雖も何等の變りはない。蓋し一般物價とも釣合のとれた、消費者の家計を壓迫しない公正なる價格、従つて他方に於て食糧生産者たる農業者の立場をも考慮して、その業務を著しく壓迫し、その生活の不安を來さざる公正なる價格を以て、食糧を潤澤に供給することは、戦時下に於ける食糧政策の要諦であり、また斯かる食糧政策を圓滑に遂行することは、戦勝を得る上にも極めて緊要だからである。

我國は昔から瑞穂の國といはれるだけあつて、確に食糧生産には恵れてゐる。歐洲いづれの列強について見ても、我國ほど食糧生産に恵れてゐる國はない。この前の歐洲大戦中でも各國はいづれも食糧の不足に悩まれ通した。これに反し、我國が食糧生産に恵れてゐるのは、一面我國が自然の利、地の利を得てゐることによるが、他面我國に於ては歴代の政府が食糧政策の確立に努力し、農業者もまたこの政府の意を體して粒々辛苦した結果であることを忘れてはならない。かく食糧生産に恵れてゐる我國に於ても、戦争が長期化するに伴つて、一方に

於て農業生産力は低下する傾向にあり、他方に於て食糧に對する需要は増加する傾向にあるから、食糧生産の維持増加に努めると共に、食糧品に對する價格の統制、配給の統制、消費の規正等を強化して、萬全の食糧政策を確立すべきである。この小論では、我國に於ける食糧の大宗たる米穀に關して採るべき現下の政策について、若干の検討を加へようと思ふ。

## 二

昭和十四年秋の米收穫は、内地にあつては中國及び北九州一部の旱害に拘らず半年作以上の良作であつたが、朝鮮に於ては中部及び南部地方の未曾有の旱害のために、前年に比べて約四割の減收を來し、その結果例年八、九百萬石内地へ移入される朝鮮米の供給が激減し、全般的に米穀の需給が相當窮屈に感ぜられることゝなつた。茲に於て政府は先づ米消費の合理的節約を圖るため、昨年十二月には國家總動員法の規定に基いて米穀搗精等制限令を制定實施して之が勵行を期する外、酒類の醸造高についても相當の節減を行ひ、また昨年秋季より本年にかけて節米運動を起し、代用食、混食等を奨励し、更に國民食糧を確保する爲めに必要なる相當量の外國米を輸入した。

また今年の三月には第七十五回帝國議會の協贊を経て、「米穀の應急措置に關する法律中改正法律」を制定し、政府が米穀の配給上特に必要ありと認むる場合には、政府は時價に準據して、米穀の買入及び賣渡しをなし得る途を拓いて、之によつて政府所有米の充實を圖ると共に、必要なる地方に之を賣渡すことによつて、國內全體の米穀の配給を圓滑ならしめんと努めてゐる。

1) この改正により政府は米穀以外の穀物及び穀粉の買入及び賣渡をも爲し得ることゝなつた。

同時に食糧の増産を圖るため、昭和十五年には内地に於て米穀七千百萬石、小麥千三百萬石の生産を計畫し、また昭和十六年收穫の大麥及び稗麥に付ても相當の増産を期し<sup>2)</sup>、これが實現方法として、「合理的栽培法の徹底的實踐、病蟲害防除による減損防止の強化等に努め、又肥料に付ては新たな認識を以て自給肥料の増産及び施肥法の改善に更に一段の工夫を巡らし、極力肥料の効率の増進を圖る等、生産の凡ゆる部面に渾身の努力を拂ひ以て此の困難を克服し、國民をして食糧に關し毫末の不安をも懐かしむることなきを期す<sup>3)</sup>」るものである。

更に政府は米穀配給の圓滑化を圖るため、かねてより鋭意その具體策につき協議中のところ、漸く成案を得て去る九月十日から「臨時米穀配給統制規約」を實施した。同規約によつて、米穀の出荷計畫は麥類の場合と同様に、市町村農會に於て之を樹立して出荷統制をなし、集荷は原則として販賣組合及び農業倉庫をして之に當らしめることとし、米穀の一元的出荷統制を強化することとした。

かくの如くにして現下の米穀政策は、次第に統制強化の方向を辿りつゝあるが、更に來る十一月一日より始まる昭和十六米穀年度に對する新米穀政策として、政府は全販賣米の國家管理を斷行し、農家の自家用消費米を除く全販賣米たる三千六百萬石は之を國家の管理に移すことに、去る九月十七日の開議で決定したと報ぜられてゐる。即ち米穀生産者及び地主は政府の方針に従ひ、その生産し又は小作料として受けたる米穀中自家用保有米を除くの外は、總て之を國家管理の下に販賣することとなるのである。而して石農農相は之に關聯して發表せる談話のうちで、「本年の稻作は内外地を通じ現在の狀態に於ては増産目標に達し難く、一方消費の趨勢は依然増加の傾向に在りますので、來年度の米穀需給關係は容易に樂觀を許さざるものがあり、長期戰體制下に於ける國民

2) 及び3) 米麥の増産獎勵に關する打合會に於ける農林大臣の訓示要旨 (農務局農務時報、昭和十五年四月、二頁)

食糧確保の重要性を考へますときには、更に主要食糧の総合的増産計畫を樹立しますと共に、差當り來米穀年度に於ても本年の作況如何に拘らず、今般決定になりました米穀政策に依つて相當多量の政府所有米及び管理米を確保し、且つ一層消費の規正を強化する必要が痛切に感ぜられるのであります……と述べられてゐる。

### 三

斯くの如く現下の我國に於ける米穀政策は、次第に統制強化の方向を辿りつゝあるが、かく米穀政策を統制強化せざるを得ない理由を左に列擧しよう。

(一) 現在の長期戦下に於ては農村の勞力及び畜力が減少し、肥料その他の農業生産資材が不足する傾向にあるを以て、米穀の生産量が減退し、ひいて米穀の供給量が減少する傾向にあること。

勿論、内地、外地はいふまでもなく、滿洲及び北支に於ても極力米穀の増産に努力すべきであるが、戦時下に於て迅速に増産をなすことは相當困難なる事情にあること。

(二) 戦時に於ては軍糧として多量の米穀を要する外に、内地及び外地に於ける工業化や戦時好況に伴ひ、米穀の消費量が増大しつゝあること。殊に朝鮮に於ては半島の工業化、これに伴ふ民度の向上、高率なる人口の自然増加に基いて、鮮内に於ける米の消費は最近急速に増加して居り、昭和十四年度の米消費量は昭和十一年度の二倍強となつてゐる。かゝる傾向はより、微弱ながら滿洲に於てもまた臺灣に於ても認められること。

(三) 昭和十四年度の西日本、特に朝鮮に於ける旱害による米收穫高の減收は、持越米の上に反映して、今後數ヶ年間その影響を及ぼすこと。

(四) 従來の經驗に徴するに、我國の米穀界に於ては米供給の不足時代と過剩時代とが交互に現はれ、いづれもそれが數ヶ年間繼續してゐる。現在は米供給不足時代の周期にあるものゝ如く、従つてこの状態が今後數ヶ年間繼續するものと豫想されること。殊に戦時下に於ては、程度の差こそあれ、いづれの交戦國に於ても食糧生産が減退する傾向にあること。

(五) 以上述べたる米穀の需要・供給關係より考へるも、こゝ數ヶ年間は米穀の供給は其の需要に比して減退する傾向にある。従つて斯る事情の下に於て米穀對策を統制強化せざるときは、思はざる米價の暴騰を惹起し、また米穀の賣借みや買占め等によつて米穀の圓滑なる配給を阻害し、社會不安を惹起する虞なしとせざること。

(六) 然るに我國の米穀政策は、かの大正十年の米穀法より米穀統制法、米穀自治管理法、米穀配給統制法へと次第に統制が強化されてゐるが、併しこの一聯の米穀政策は謂はゞ斯の米穀供給過剩時代の産物であり、従つて米價の引上に對しては相當の威力を發揮したるも、今日の如く米穀の供給不足時代となり、従つて寧ろ米價の昂騰を抑止し、圓滑なる米穀配給を期すべき時代に入りては、その威力は決して充分なりと云ふを得ない。殊に政府の持米が次第に少くなる際には、米穀統制法の威力は愈々微弱とならざるを得ない。従つて今日の米穀供給不足時代に於ては、それに順應する新米穀政策を確立する必要がある。

先般の議會を通過したる「米穀の應急措置に關する法律中改正法律」は、従來の米穀政策の缺陷を補つて、政府所有米の充實を圖らんとする臨時的對策であるが、去る九月十日より實施された「臨時米穀配給統制規約」並に來る十一月一日より實施さるべき「全販賣米の國家管理」によつて、我國の米穀政策も漸やく戦時統制の軌道

に乗り來つたものゝ如くである。

米穀政策も一般の經濟政策と同様に、順序を追ふて實施されることが望ましいから、政府の企圖する如き「販賣米の國家管理」が時宜に適した對策であらう。之によつて我國の米穀政策は米穀專賣制に次第に近づくものとも考へられるから、米穀專賣制についても充分研究して置く必要がある。

#### 四

以上列擧したる諸事情を考察するときは、我國の米穀政策は之を今日以上に、統制強化し、且つ現下の米穀事情に適應したるものに改變することの必要が理解されるであらう。然らば我國現下の米穀事情自體のうち、支障なくして、「米穀國家管理」乃至「米穀專賣制」に移行し得るが如き契機を既に含み居るや否やが問題である。この點について左に述べよう。

(一) 今日米穀統制法の下にありては、米價の統制上、最高標準價格と最低標準價格とが公定され、その限界内に於ける米價の變動は之を許す建前となつてゐる。然るに昨年秋に於て粳、玄米及び白米に對する最高價格がそれぞれ公定され、今日では事實上米穀は總てこの最高價格で賣買されてゐる有様である。而してこの最高價格は農家の標準米生産費にほぼ一致してゐる有様となつてゐる。而して米穀專賣制が實施されるならば、米穀は玄米として米生産者から標準生産費を基準とする價格を以て買上げられ、消費者には七分搗米として一定の價格(買上價格に專賣手数料を加へたる)で賣渡されるから、この場合には米價は一ヶ年間固定されることとなる。然るに現在に於ても米價は既に最高公定價格に釘付けられて、固定化され、しかもこの最高公定價格は米生産費にほぼ

一致してゐる有様であるから、事實上今日と雖も米穀專賣制下に於けるとほゞ同様なる米價の構成がなされてゐる。この點より考へるも、米價に關する限り、既に米專賣制への移行の前提條件が充分に備はつてゐるものと言ふことが出来る。

(二) 米穀の出荷に關しては、昨秋以來各府縣とも米穀の管外移動を制限又は禁止する方針を採つてゐる。世間では之を封建的措置だとして非難し、今春の地方長官會議でも問題となつたやうである。かゝる各府縣の措置にして、米穀に關する遮二無二なる封鎖を意味するものであるならば、勿論それは非難さるべきであり、排撃さるべきものである。併し各府縣の措置にして、穩健なる管内自給主義に立つものであるならば、寧ろそれは米穀の國家管理乃至米穀專賣制にも之を導入することが出来る。蓋し米穀國家管理乃至米穀專賣制の下では、各米生産者及び地主の生産米又は小作米から夫々の家用米を除いて、残りを全部政府の管理下に移すこととなるが、この場合、各府縣はそれ／＼の産米を以て先づ其の管内に於ける消費に當て、餘剰量を管外に移出することとなるのである。かくすることによつて、從來の如く米の不足縣でも米移入と共に若干の移出量を持ち、過剩縣でも米移出と共に多少の移入を缺かないといふが如き米配給上の無駄を節し、戦時下に於ける運輸機關の利用をそれだけ節減することが出来る。従つて今日各府縣のとれる管内の米自給主義の精神も、かゝる穩健なるものである限り、米穀國家管理乃至米穀專賣制の方向に之を導くことが出来る。

(三) 臺灣に於ては昭和十四年十一月一日より臺灣米穀移出管理制度が實施され、内地へ移出される蓬萊米その他の米穀に關しては、總督府が作付前に買上價格を公示して、收穫後この公示價格を以て米生産者その他より



之を買上げ、總督府の手によつて内地へ移出することゝしてゐる。然るに本年度に入りて、内地の米穀需給調整上、臺灣米移入の重要性は倍加したので、臺灣總督府では臺灣米穀移出管理令を廣義に活用し、同特別會計を運用して、昭和十五年第一期作米から移出米のみならず島内消費米に對しても全面的なる管理制度を實施するにとゝした。

即ちその集荷方法としては、(1)保甲單位に生産者個人別の米作經營面積を調査し、警察官、保甲長立會の下に坪刈によつて總收穫高を算出する。(2)生産者は各州の實情に應じて定められた種粃、自家消費量及び小作料を差引いた販賣可能量を市尹又は郡守に申告する。總督府では種粃一甲當り九糶、蓬萊種各四十五升、在來種三十五升と定め、自家消費玄米量は一人一日當り六歳以下一合八勺、七歳以上六十九歳まで三合三勺、七十歳以上二合と定めてゐる。(3)市尹、郡守は期日を指定して生産者及び地主(地主の場合には小作米より自家消費米を除けるもの)に販賣可能數量の供出を命ずる。(4)この集荷は産業組合及び糶摺業組合を以て組織する納入組合が之を擔當する。(5)總督府が納入組合より買上げたる米は、これを内地へ移出し、又は島内消費地に拂下げる。(6)總督府の米買上價格は之を作付前に公示する。

島内の配給方法としては、(1)各州の區域毎に精米業者の配給組合を設け、總督府はこれに島内消費米を拂下げる。(2)消費者は一定期間の消費量を記入制通帳によつて購入する。一人當り消費量は生産者消費量に準じて定められるが、重労働、輕労働及び普通労働に應じて多少の斟酌が加へられる。(3)更に米の小賣價格も公定される。

この臺灣米の全面的管理は、一面之によつて島内の米穀配給を圓滑ならしめると共に、他面内地の米穀政策に

も貢献せんとするものにして、確かに内地に於ける米穀國家管理または米穀專賣制實施に對する一礎石をなすものである。

(四) 内地米に關しては、今日その品種、銘柄等級が複雑にして、その規格も全國的に統一されるに至つてない。これは從來米穀検査が各府縣毎に別々に行はれ、各府縣がそれ／＼獨自の方針から産米の品種改良に當つてゐたのに基くものである。そのために今日では米産地甲縣に於ても、或る種の上等米は乙地より之を移入するが如き事例が少からず、従つて不合理なる米穀の管外移動が行はれ、配給上にも、無駄な手数を要することがある。元より内地に於ても東北地方と九州地方とでは氣候や地質も違ふから、全國一律の米品種を栽培することは至難であるが、併し若し米穀検査制度が全國的に統一され、それが國營化される場合には、今日よりも遙に米の品種銘柄等級を單純化し、規格をより、能く統一することを得るであらう。斯くして上述せるが如き現下に於ける各府縣の米穀に關する管内自給主義がより、合理的に達せられ、米穀國家管理、米穀專賣制の建前にも合致することとなる。この米穀國營検査を含む重要農産物國營検査法案は前議會を通過したるも、本年度の實施は豫算の節約で留保されることとなつた。併し更に改正法律案の名目で之を來議會に提出し、從來の検査事業がその目的としてゐた生産者利益、検査事業偏重の建前を一擲し、各道府縣検査所を食糧國家管理推進の據點たらしめ、同時に米穀の道府縣別移動系統に従つて極力銘柄等級を整理し、増産政策に資すると共に検査事務の簡易化を圖る方針が明確にされた。されば斯かる趣旨の農産物國營検査制度が實施される場合には、米穀の國家管理乃至專賣制が一層圓滑に行はれることとなるであらう。

(五) 内地に於ては各農村には産業組合組織による販賣組合や農業倉庫が普及し、その地方的竝に全國的聯合組織も次第に整備するに至つてゐるから、之を米穀國家管理乃至米穀專賣制下に於ける米穀の蒐集及び保管機關として利用し得べく、また米穀の分散的配給機關としては漸次商業組合に統制されつゝある米穀卸賣商や小賣商を活用し得るであらう。去る九月十日から實施された「臨時米穀配給統制規約」によつて米穀の出荷がより能く統制されることとなるから一層便宜である。

## 五

斯くの如く我國現下の米穀事情自體のうちには、既に支障なくして「米穀國家管理」乃至「米穀專賣制」に移り得る契機を含んでゐる際であるから、來る十一月一日から始まる昭和十六米穀年度に於て、内地農家の自家用消費米を除く全販賣米たる三千六百萬石に對して國家管理の實施されることは、正に時宜に適した處置といふべきである。今この米穀國家管理制の要綱として過日新聞紙上に掲載されたものをあぐれば左の如くである。

(一) 米穀生産者及び地主は政府の方針に従ひ、其の生産し又は小作料として受けたる米穀中自家用保有米を除くの外は、總て之を國家管理の下に販賣するものとする。

右管理米の數量は市町村農會に於て各生産者及び地主に之を割當つるものとし、其の集荷を敏速に進捗せしむる爲め、收穫、脱穀調製、集荷等の作業の共同的實施を奨励し、政府は之に對し適切なる措置を講じ、且つ管理米には一定の證印を押捺し、特定の場所に之を集荷するものとし、管理米の數量及び所在の明確を期すること。

(二) 管理米は成るべく大量を政府に於て買入れるものとし、爾餘の分に付いても、政府は原則として其の指定する倉庫に寄託せしむることとし、之に必要な措置を講じ以て管理の徹底を期すること。

(三) 米穀の配給に付いては中央に於て各道府縣の需給事情に應じ、道府縣を單位として全國を通ずる計畫的配給を爲すこと、

し、地方長官は管内の配給を統制すること。

(四) 米穀の消費者に對する配給割當制度を實施し、消費規正の徹底を圖ること。

酒造米等に付いては尠くとも前年度程度度の消費規正を爲すこと。

(五) 農業必需物資の配給に付いては農耕者に適期に確實に必要量を供給し得る組織及び方法を確立すること。

(六) 本對策實施に要する費用として國庫より約千八百三十萬圓を支出すること。

(七) 本對策を根幹として更に綜合的食糧對策の整備擴充を圖ること。

(八) 外地に於ても本對策の効果を全からしむる爲め適當なる措置を講ずること。<sup>1)</sup>

この米穀國家管理制を實施する具體的方法については農林省に於て着々準備されつゝあることと思ふが、茲はこの管理制の實施上問題となる點を米穀の集荷、買上價格、米穀の配給消費規正等に分つて、考察することゝしよう。

(一) 米穀の集荷に關して問題となる點を左に掲げよう。

(イ) 今回の米穀國家管理に於ては、米穀生産者及び地主が生産し又は小作料として受けたる米穀中より自家用米を除く外は、總て之を國家管理に置くものであるから、米穀生産者及び地主の自家用消費米の範圍を如何に決定するかゞ先づ問題となる。この自家用消費米の額は、各戸の家族員數と過去數ヶ年平均の全國又は各府縣の平均一人當り米消費量から算定し得るが、この際、家族員の年齢をも考慮に入れて、家族員を六歳以下のもの、七歳以上六十九歳までのもの、七十歳以上のもの等々の數段に分つて、その米消費量に手加減を加へることがより合理的であると考へられる。

(ロ) 各地方によつて麥、粟、稗、甘藷、馬鈴薯等の混合食が行はれてゐる處も今なほ相當にあるから、かゝ

1) 日本農業新聞、昭和十五年九月十九日號による。

る食糧關係の地方的特殊事情をも織込んで、農家の自家用消費米の範圍を決定することを適當とする。

(ハ) 農家の種子用の粍量も、その稻作段別を參酌して、之を適當に決定する必要がある。

(ニ) かく農家及び地主の自家用米として指定されたる米穀と雖も、自家消費上餘剩を生じたるときは、之を政府に賣渡し得ることとして、米消費の節約を獎勵すべきである。

(ホ) 更に米穀生産者の生産米量を如何に決定するか問題となる。既述の如く臺灣では坪刈によつて農家の總收穫高を算出することとしてゐる。かく刈取前に各農家の總收穫高を決定すれば、農家の密賣を防止し得る外に、政府の管理し得べき米數量を速に推知することを得て、米穀の需給對策を確立する上に便宜である。併し坪刈によつて算出したる農家の總收穫高は、刈取後の實際の總生産高と必ずしも正確に一致しない憾がある。加之各農家毎に坪刈を行ふことは技術的にも困難である。従つて産米検査の一般に實施されてゐる内地では、刈取、調製後に於ける産米検査實施の際に、各農家の生産米總量を確定し、同時にそれより自家用米(小作米をも含む)を除き、残りの米に對し管理米たる一定の證印を押捺すれば便利である。更に米生産者の生産米より其の自家用米を除き、残り全部を直ちに政府の管理米とし、地主に對しては小作人より小作料を金納せしめる方法をとることにも便利である。併し地方によつては、從來の慣習上、生産物の脱穀調整は刈取後直ちに之を行はず翌春まで持ち越す處もあるから、集荷の敏速を期するためには脱穀調整等の共同作業を實施する必要がある。この點は要綱のうちにも述べられてゐる。

(ヘ) かくの如くにして指定された管理米は成るべく大量に政府に於て買入れるものとし、爾餘の分に付いて

も、政府は原則として其の指定する倉庫に寄託せしめることとし、之に必要な措置を講じ以て管理の徹底を期する旨を要綱は明示してゐる。

この點から見れば、今回の米穀管理制は米專賣制ほど強力なるものではない。蓋し米專賣制となれば、上述の手續を経て政府の管理米として決定されたものは、必ず全部政府に買上げられ、政府の計畫通りに配給されるからである。併しながら要綱にも此の點については、「爾餘の分に付いても政府は原則として其の指定する倉庫に寄託せしめることとし、之に必要な措置を講じ以て管理の徹底を期する」旨を謳つてゐるから、政府が買上げる以外の管理米の配給についても、政府は之に統制的指令を與へるものと考へられる。併し計畫的に配給せんとすれば、一應、管理米全部を政府の手に買上げる方が一層徹底するのではないかと考へられる。

(二) 米穀の買上價格に關しては、先般發表された要綱には明記されてゐない。この點に關しては、從來の如く、内地玄米に對しては標準最高價格と標準最低價格とを公定し、また粃や白米に對しても夫々の最高價格を公定し、管理米の買上は此の限度内に於て時價によつて之をなすのか、若しくは米專賣制の場合に於ける如く、管理米の買上價格は之を一本建に公定するの明白ではない。今日の如く内地玄米については、假令標準最高價格と標準最低價格とが公示されてゐても、事實上農家の米販賣價格は最高標準價格に釘付けられてゐる際であるから、寧ろ管理米の買上價格は之を一本建に公定する方が便宜であり、また管理米の保管上に關しても販賣價格について繁雜なる問題が起らなくてよろしい。現に臺灣の米穀移出管理制では、米買上價格は一本建に公定され、しかも稲作の作付前に公示されることとなつてゐる。元より管理米の買上價格を一本建に公定するには、米生産

費、一般物價その他の經濟事情等を參酌して之を慎重に決定すべきである。また買上價格を一本建に公定するといふも、各産米の銘柄等級を考慮すべきは勿論のこと、また管理米として決定した米穀を直ちに買上げないで、農家又は農業倉庫をして或る期間保管せしめる場合に於ては、政府は之に對して一定の保管料を交付すべきであらう。

(三) 米穀の配給に關しては左の諸點が問題となる。

(イ) 米穀の配給に付いては中央に於て各道府縣の需給事情に應じ、道府縣を單位として全國を通ずる計畫的配給を爲すこととし、地方長官は管内の配給を統制することとする旨を要綱は明示してゐる。この米穀の配給統制に關しては、去る九月十日から實施されるに至つた臨時米穀配給統制規則が役立つであらう。

(ロ) 即ち管理米として指定された米穀の出荷は、その所屬する町村農會で之を統制することとし、その町村内に於てその内部の消費者に販賣する米穀は、農會の斡旋を経て其の町村内の米穀商の組織する商業組合に交付して之を消費者に配給せしめる。その他の餘剩米は町村の販賣組合及び農業倉庫をして、その所屬する各府縣の販賣組合聯合會又は聯合農業倉庫に出荷せしめることとする。かくの如くにして各府縣の都市に集荷された米穀の一部分は、その都市内の米穀商の組織する商業組合をして消費者に配給せしめる。かくの如くにして第一次的には各町村の米穀自給主義を圖り、第二次的には各府縣の米穀自給主義を圖るべきものとする。

(ハ) 各府縣の餘剩米たる管外移出米は、その販賣組合聯合會又は聯合農業倉庫をして全國米穀販賣組合聯合會に集荷せしめ、之を中央都市その他大都市の米穀商業組合に交付して消費者に配給せしめることとする。

1) 商業組合のない農村では産業組合たる購買組合をして米の配給をなさしむべきものとする。

斯くの如くにして、米穀の配給上、集荷は農業生産者團體をして一元的に之を擔當せしめ、分散的配給は原則として商業組合をして一元的に之を擔當せしめることとする。而して農業生産者團體及び商業組合の機構を整備し、その統制力を強化し、米穀專賣制を實施する必要がある際には、それら米穀の集荷及び分散的配給機關として直ちに之を活用し得る準備を完了し置くべきものとする。

(三) 朝鮮及び臺灣より移入したる米穀は、農林省の指令の下に、日本米穀會社をして、管内の米自給をなし得ざる府縣に交付せしめ、それらの米穀商業組合をして消費者に配給せしめることとする。尙ほ朝鮮米の内地移入を統制し、併せて朝鮮内部の食糧對策を確立するため、臺灣米穀移出管理制度に類似したる朝鮮米穀移出管理制度を樹立すべきものとする。

(ホ) 現下の食糧確保上、農林省が必要量の外國米を輸入したる場合には、大體前記の方法に準じて、管内の米自給をなし得ない府縣に交付して、米穀商業組合をして内地米及び外地米に混合して消費者に之を配給せしめるものとする。

この際問題とすべきは、農林省が輸入したる外國米は、管内の米自給をなし得ない府縣に對してのみ之を交付するか、若くは一般的に全府縣に交付して、現在の如く各府縣によつて差異のある外米混用率を一律ならしむべきかの點である。前者の方法は、各府縣間の米移動を成るべく少くし、之によつて戦時下に於ける鐵道、船舶その他の輸送機關の輸送力を節減する上に於て、有效である。之に反し後者の方法をとるときは、全國の外米混用率を一律化し、大都市の外米混用率を今日よりも更に低くし得る利點が得られる。従つて兩者の方法には一長一短



あるを免れない。されば此の點は、鐵道その他の輸送力の如何、外國米を全國的に一律に混用する手數の如何等の實際問題より之を適當に解決すべきであるが、單に抽象的に考へるならば全國の外米混用率が一律化される方がより公正なる處置であらう。

(ハ) かくの如くにして米穀の配給を統制強化して、戦時下に於ける圓滑なる米配給を期すべきである。この際、米穀の卸賣價格及び小賣價格はそれ〴〵公定すべきものとする。また必要なる際には米穀生産者團體の米集荷手數料、米穀商業組合の米卸賣手數料及び米小賣手數料をもそれ〴〵統制乃至公定する準備を完了し置くことが必要である。

(四) 更に米穀の消費規正について問題となる點を左にあげよう。

(イ) 米消費の節約上、酒造米に付いては尠くとも前年度若くはそれ以上の消費規正をなすべきものとする。

(ロ) 一般消費者に對しては、節米及び代用食の獎勵をなす外、必要なる場合には配給割當制度をも實施して消費規正の徹底を圖るべきものとする。

(ハ) この米配給割當制度を實施するには、消費者各戸につき、その家族員數と全國平均一人當り米消費量よりして、各戸が一日に配給をうけ得る米穀の分量を定めて、配給切符を發行するものとする。併し各戸の一日當りの米消費量を決定する上には、(イ) 既述せる如き家族員の年齢、(ロ) 戸主又は家族員の従事する勞働の種類、即ち重勞働なるか輕勞働なるか、若くは普通勞働なるかを參酌して、幾分の手加減を加へることを妥當とする。

(ニ) この發行したる配給切符は記名式とし、配給を受け得る期間を記入し、且つこの切符にはこの切符を以

て米の配給を受け得る指定米商を明記し、かくして各指定商の配給すべき米量を豫定して、之によつて圓滑なる米穀の配給を期するものとする。

## 六

以上によつて過日發表された「米穀の國家管理案」を中心として、現下の米穀政策に關して論述した。今年の稻作は、昨年の如き大旱魃（朝鮮に於ける）に遭遇しなかつたから、來るべき昭和十六米穀年度の米穀需給は、今年度よりも幾分その窮屈さが緩和されるであらう。併し既述の石黒農相の談にもある如く「本年の稻作は内外地を通じ現在の状態に於ては増産目標に達し難く、一方消費の趨勢は依然増加の傾在に在り」従つて「本年度の米穀需給關係は容易に樂觀を許さざるものがある」から、政府の企圖する「米穀の國家管理」によつて、米穀の集荷、配給の統制、消費の規正等の強化を圖つて、米穀の圓滑なる配給を期すべきである。また同時に内地、外地は云ふまでもなく、滿洲國及び北支に於ても、それ／＼食糧の増産に努むべく、このためには各地の農業機構の整備を圖ると共に、肥料その他農業必需物資の配給についても、農業者に適期に確實に必要な量を供給し得る組織及び方法を確立することが肝要である。

尚ほ「米穀の國家管理」を實施する上には、農家の生産米、稻作段別、米穀の流通等に關する統計資料を整備して、之に基いて農林省は各府縣に對し、米穀の増産、米穀の移動、配給等に關し適切なる指令を與ふるやう努力し、内地と内地とも充分協力して、戦時下に於ける萬全なる米穀對策の確立に邁進すべきである。

また米穀の生産者も米穀の配給業者もまた一般の米穀消費者も、現下の時局に目覺めて、滅私奉公の精神を以て、國家の米穀政策に進んで協力するところがなくてはならない。（昭和十五年九月三十日）